

令和 8 年度第 4 回（令和 8 年 9 月 1 日）行財政改革推進本部提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：総務部行政経営課 [内線 4 1 7 4]

1 件名

令和 7 年度指定管理者モニタリングの総合評価結果について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

指定管理者制度導入施設において、より効率的・効果的な管理運営を行うことで、コスト削減やサービスの向上を図っていくこと等を目的として、令和 7 年 1 月に「指定管理者制度運用ガイドライン」を策定し、モニタリング制度を導入した。

令和 6 年 4 月から 9 月までの試行実施を踏まえ、課題等の洗い出し等を行い、今年度評価する令和 7 年度分から本格実施を開始した。

【目的】

指定管理者制度導入施設において、適正な管理運営が履行されているか、適切なサービス提供が行われているかなどの確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた助言や指導を行うもの。

また、施設の管理運営について、日常的・継続的な確認を行うことで、運営上の課題や改善点を確認し、これを施設の管理運営にフィードバックすることで、コスト削減やサービスの向上を図っていくもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 □無】**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2

【総合計画の位置付け： □有 ☒無】**【個別計画の位置付け： ☒有 □無】**

石巻市行財政改革推進プラン 2 0 3 0

基本目標 2 信頼される質の高い行政運営を推進する 6 指定管理者制度の効果的な活用

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 6 年	2 月	「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングガイドライン」の策定
	4 月～9 月	指定管理者モニタリングの試行実施
	1 0 月	所管課にて総合評価
令和 7 年	1 月	「指定管理者制度運用ガイドライン」の策定
		令和 6 年第 6 回行財政改革推進本部へモニタリング試行実施の結果を報告
		モニタリング本格実施に向けた担当者説明会の開催
	4 月～	モニタリング本格実施

5 主な内容

1 対象施設

令和7年度指定管理者制度導入施設101施設中、次表の分類Ⅰ及び分類Ⅱに該当する66施設を対象にモニタリングを実施した。

〔指定管理者制度導入施設の分類〕

分類	施設数	モニタリング方法	対象施設の類型	施設の特徴
Ⅰ	41施設	月次報告 アンケート調査 実地調査 総合評価	観光、スポーツ、 社会教育、健康福祉、産 業特定、その他	・主な業務内容がサービス提供 ・利用者が不特定多数
Ⅱ	25施設	月次報告 実地調査 総合評価	健康福祉、産業特定、住 宅	・施設の設置目的が特殊 ・法令等により業務内容が規定 ・利用者が特定少数
Ⅲ	35施設	—	地域コミュニティ、 地域公園	・利用者が指定管理者と同一

2 モニタリングの視点

(1) 履行の確認

協定書・事業計画書等で明記されている業務内容が正しく履行されているかを確認する。

(2) サービスの質の評価

実地調査やアンケート調査により提供されているサービス水準を確認する。

(3) 安定性の評価

継続したサービス提供が可能であるか、事業の収支状況や財務状況を確認する。

3 評価方法

月次報告、利用者アンケート調査、実地調査等の結果に基づき、上記2の視点からA～Dの4段階で定性評価を行う。

なお、「分類Ⅰ」の施設は上記2の全ての視点を、「分類Ⅱ」の施設は「履行の確認」のみを評価する。

総合評価については、各視点の評価結果により、総合評価の達成基準に基づき、A～Dの4段階で評価を決定する。

【総合評価】

区分	達成基準
A（優 良）	評価項目が全てB以上であり、かつAが過半数である。
B（良 好）	評価項目が全てC以上であり、かつB以上が8割以上である。
C（課題有）	評価項目が全てC以上である。
D（要改善）	評価項目にDが含まれている。

4 総合評価の結果

令和7年度における総合評価結果は、次表のとおり。

総合評価	施設数
A（優良）	1施設
B（良好）	65施設
C（課題有）	—
D（要改善）	—

5 総括

評価対象となった全施設が総合評価「B（良好）」以上となり、「D（要改善）」の項目もなく、全体として安定した管理運営が行われていると評価された。

良好な点としては、料金管理や施設維持管理で高評価が多く、成果指標の約7割となる46件中33件で目標値を達成しており、専門性を活かした自主事業や高い利用者満足度が成果に寄与したものと考えられる。

課題と改善点としては、収支状況や職員研修、避難訓練などで「C（課題有）」評価が比較的多かったほか、目標未達施設の要因分析による改善が求められる。

また、利用者アンケートや実地調査を実施していない施設が確認されており、適正なモニタリングが行われていない状況から、施設所管課に対し、早急な改善と対応を求めている。

今後も、他自治体の取組内容も参考としつつ、モニタリングの実施状況及び評価結果を検証し、必要な見直しを行っていくとともに、所管課と指定管理者が課題を共有して改善を図り、効率的で質の高い利用者サービスの維持・向上を目指していくことができるよう、モニタリング制度の確立に取り組んでいく。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

施設の管理運営の水準等について、日常的・継続的な確認を行うことで、運営上の改善点や課題を発見し、これを施設の管理運営にフィードバックすることにより、サービスの向上や経費の削減を図ることができる。

7 他の自治体の政策との比較検討

宮城県及び県内他自治体においても、指定管理者による施設の管理運営状況について、事業報告書の確認、利用者アンケート結果等によるモニタリングを実施し、その結果を評価・公表する取組が行われている。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月 市ホームページにて令和7年度モニタリング評価結果を公表

9 その他